



宮 崎 県 公 報

平成22年 6 月25日（金曜日）号外 第 63 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁		頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1		人事委員会告示	
○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則		○有給休暇の承認の基準の一部改正…………… 5	
の一部を改正する規則……………（ “ ） 2		教育委員会規則	
人事委員会規則		○県立学校授業料徴収規則の一部を改正する規則…………… 6	
○育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外		○県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規	
勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則…………… 3		則…………… 7	
		教育長訓令	
		○教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改	
		正する訓令…………… 7	

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第29号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（徴収金の還付又は充当の通知） 第16条 [略] 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。 （1） <u>法第53条第25項</u> （法第55条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定によって法人の県民税の中間納付額（これに係る延滞金を含む。）を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 （2） <u>法第53条第45項</u> の規定によって法人の県民税の利子割額の控除不足額を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 （3） <u>法第72条の28第 4 項</u> （ <u>法第72条の31第 4 項</u> 、 <u>法第72条の41の 4 第 1 項</u> 及び <u>第 2 項</u> 並びに <u>第72条の41の 5 第 1 項</u> 及び <u>第 2 項</u> において準用する場合を含む。）の規定によって法人の事業税の中間納付額若しくは清算中の予納額（これらに係る延滞金を含む。）を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 （4）～（7） [略] 3 [略] （法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知） 第49条の 2 所長は、 <u>法第53条第51項</u> 又は <u>第52項</u> の規定によって通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第 144号の 2）によってしなければならない。	（徴収金の還付又は充当の通知） 第16条 [略] 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。 （1） <u>法第53条第20項</u> （法第55条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定によって法人の県民税の中間納付額（これに係る延滞金を含む。）を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 （2） <u>法第53条第40項</u> の規定によって法人の県民税の利子割額の控除不足額を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 （3） <u>法第72条の28第 4 項</u> （ <u>法第72条の41の 4 第 1 項</u> 及び <u>第 2 項</u> において準用する場合を含む。）の規定によって法人の事業税の中間納付額（これに係る延滞金を含む。）を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 （4）～（7） [略] 3 [略] （法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知） 第49条の 2 所長は、 <u>法第53条第46項</u> 又は <u>第47項</u> の規定によって通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第 144号の 2）によってなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
(法人の県民税に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
(法人の事業税に関する経過措置)
- 3 改正後の規則の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第30号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>様式第1号（その1）（第2条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>備考 この申請書は、「製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付して、個人の事業税を申告する日までに提出してください。</p> <p>付表 製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">〔略〕</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新設設備の取得価額は増設した</td> <td style="font-size: small;">製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">した</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	〔略〕		〔略〕	新設設備の取得価額は増設した	製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	〔略〕	した	〔略〕		〔略〕			<p>様式第1号（その1）（第2条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>備考 この申請書は、「製造事業、<u>情報通信技術利用事業</u>、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付して、個人の事業税を申告する日までに提出してください。</p> <p>付表 製造事業、<u>情報通信技術利用事業</u>、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">〔略〕</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新設設備の取得価額は増設した</td> <td style="font-size: small;"><u>製造事業、情報通信技術利用事業</u>、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">した</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	〔略〕		〔略〕	新設設備の取得価額は増設した	<u>製造事業、情報通信技術利用事業</u> 、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	〔略〕	した	〔略〕		〔略〕		
〔略〕		〔略〕																							
新設設備の取得価額は増設した	製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	〔略〕																							
した	〔略〕																								
〔略〕																									
〔略〕		〔略〕																							
新設設備の取得価額は増設した	<u>製造事業、情報通信技術利用事業</u> 、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	〔略〕																							
した	〔略〕																								
〔略〕																									
<p>様式第1号（その3）</p> <p>〔略〕</p> <p>記載上の注意</p> <p>1～5 〔略〕</p> <p>6 課税免除（不均一課税）の申請額の計算は、次の算式によってください。</p> <p>(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人の場合</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">県内において課する事業税の課税標準と</td> <td style="width: 40%; border: none;">当該新設し、又は増設した低開</td> <td style="width: 30%; border: none;">発地域等特別償却設備に係る固</td> </tr> </table>	県内において課する事業税の課税標準と	当該新設し、又は増設した低開	発地域等特別償却設備に係る固	<p>様式第1号（その3）</p> <p>〔略〕</p> <p>記載上の注意</p> <p>1～5 〔略〕</p> <p>6 課税免除（不均一課税）の申請額の計算は、次の算式によってください。</p> <p>(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人の場合</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">県内において課する事業税の課税標準と</td> <td style="width: 40%; border: none;">当該新設し、又は増設した特別</td> <td style="width: 30%; border: none;">償却設備等に係る固定資産の価</td> </tr> </table>	県内において課する事業税の課税標準と	当該新設し、又は増設した特別	償却設備等に係る固定資産の価																		
県内において課する事業税の課税標準と	当該新設し、又は増設した低開	発地域等特別償却設備に係る固																							
県内において課する事業税の課税標準と	当該新設し、又は増設した特別	償却設備等に係る固定資産の価																							

なるべき当該事業年 × 定資産の価額
 度に係る所得 低開発地域等特別償却設備を新
 設し、又は増設した者が県内に
 有する事務所又は事業所の固定
 資産の価額（主たる事業が電気
 供給業又はガス供給業の法人に
 あっては、当該固定資産の価額
 のうち製造事業、ソフトウェア
 業又は旅館業の用に供する設備
 に係る固定資産の価額）

(2) (1)以外の法人の場合

県内において課する 当該新設し、又は増設した低開
 事業税の課税標準と 発地域等特別償却設備に係る従
 なるべき当該事業年 × 業者の数
 度に係る所得 低開発地域等特別償却設備を新
 設し、又は増設した者が県内に
 有する事務所又は事業所の従業
 者の数

(3)~(6) [略]

備考

- この申請書には「製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の
 用に供した新設し、又は増設した設備等の明細書」を添付し
 て、法人事業税の申告書（確定申告書（期限後申告を含む）
 又は確定申告に係る修正申告書）に添付してください。

2・3 [略]

付表 製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し
 、又は増設した設備等に関する明細書

[略]		
新設 設備 の 取 得 価 値 増 額 設 し た	製造事業、ソフトウェア業又 は旅館業の用に供した一の工 業生産設備等を構成する固定 資産（法人税法施行令第13条 第1号から第7号までに掲げ るものに限る。）	[略]
	[略]	
[略]		

なるべき当該事業年 × 額
 度に係る所得 当該特別償却設備等を新設し、
 又は増設した者が県内に有する
 事務所又は事業所の固定資産の
 価額（主たる事業が電気供給業
 又はガス供給業の法人にあって
 は、当該固定資産の価額のうち
 製造事業、情報通信技術利用事
 業、ソフトウェア業又は旅館業
 の用に供する設備に係る固定資
 産の価額）

(2) (1)以外の法人の場合

県内において課する 当該新設し、又は増設した特別
 事業税の課税標準と 償却設備等に係る従業者の数
 なるべき当該事業年 × 当該特別償却設備等を新設し、
 度に係る所得 又は増設した者が県内に有する
 事務所又は事業所の従業者の数

(3)~(6) [略]

備考

- この申請書には「製造事業、情報通信技術利用事業、ソフ
 トウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設
 備等の明細書」を添付して、法人事業税の申告書（確定申告
 書（期限後申告を含む）又は確定申告に係る修正申告書）に
 添付してください。

2・3 [略]

付表 製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業又は旅
 館業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細
 書

[略]		
新設 設備 の 取 得 価 値 増 額 設 し た	製造事業、 <u>情報通信技術利用</u> 事業、ソフトウェア業又は旅 館業の用に供した一の工業生 産設備等を構成する固定資産 （法人税法施行令第13条第1 号から第7号までに掲げるも のに限る。）	[略]
	[略]	
[略]		

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則別記様式第1号（その1）
 及び別記様式第1号（その3）の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(用紙に関する経過措置)

- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙
 は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

人事委員会規則

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第20号

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成11年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）</u></p> <p>第5条 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>（1）就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。</p> <p>（2）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>（3）8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>第6条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに<u>条例第9条の2第2項</u>の規定による請求を行わなければならない。</p> <p>2 条例第9条の2第2項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。</p> <p>3 条例第9条の2第2項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、<u>同項</u>に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>条例第9条の2第2項</u>の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、<u>同項</u>に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 任命権者は、<u>条例第9条の2第2項</u>の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>第7条 条例第9条の2第2項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）<u>当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第5条に定める者に該当することとなった場合</u></p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して<u>条例第9条の2第2項</u>の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>同項</u>の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期</p>	<p>第5条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに<u>条例第9条の2第2項又は第3項</u>の規定による請求を行わなければならない。<u>この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</u></p> <p>2 条例第9条の2第2項又は第3項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。</p> <p>3 条例第9条の2第2項又は第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、<u>同条第2項又は第3項</u>に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>条例第9条の2第2項又は第3項</u>の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、<u>同条第2項又は第3項</u>に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 任命権者は、<u>条例第9条の2第2項又は第3項</u>の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>第6条 <u>条例第9条の2第2項又は第3項</u>の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して<u>条例第9条の2第2項又は第3項</u>の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>これら</u>の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じ</p>

間についての請求であったものとみなす。
 (1) [略]
 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3・4 [略]
 (介護を行う職員の時間外勤務の制限)
第8条 前2条(第6条第2項、前条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。
 (雑則)
第9条 [略]

た日までの期間についての請求であったものとみなす。
 (1) [略]
 (2) 当該請求に係る子が、条例第9条の2第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合

3・4 [略]
 (介護を行う職員の時間外勤務の制限)
第7条 前2条(第5条第2項、前条第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。
 (雑則)
第8条 [略]

附 則

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
- 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成22年宮崎県条例第28号)附則第3項の規定による請求を行う場合は、この規則による改正後の育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則第5条第1項の規定の例により、請求するものとする。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第3号

有給休暇の承認の基準(昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成22年6月30日から施行する。
 平成22年6月25日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
原 因	承 認 の 基 準	原 因	承 認 の 基 準
[略]		[略]	
9 負傷又は疾病 (予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	医師の証明書等に基づき引き続き90日を超えない範囲で最小限度必要と認める日又は時間	9 負傷又は疾病 (予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	医師の証明書等に基づき引き続き90日を超えない範囲で最小限度必要と認める日又は時間
[略]		[略]	
15 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校就学の始期に達するまでの子が複数ある場合は、 <u>6日</u>)を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	15 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、 <u>若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。)</u> のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校就学の始期に達するまでの子が複数ある場合は、 <u>10日</u>)を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

[略]	[略]	<p>15の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第8条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において5日（要介護者が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
[略]	[略]	[略]	[略]

教育委員会規則

県立学校授業料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年6月25日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第4号

県立学校授業料徴収規則の一部を改正する規則

県立学校授業料徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>県立学校授業料徴収規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「条例」という。）別表第1の授業料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (全日制等の授業料の納付)</p> <p>第2条 <u>全日制及び定時制の単位制による課程以外の課程（以下「全日制等」という。）の授業料は、その年額の12分の1に相当する額を毎月分の授業料の額として毎月10日までに納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に掲げる日までに納付しなければならない。</u> (1)・(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>全日制等において、月の中途に退学（県内の県立学校以外の学校への転学を含む。）する者の当該月分の授業料は、その全額を徴収する。</u> (定時制の単位制による課程の授業料の納付)</p> <p>第3条 定時制の単位制による課程の授業料は、次の各号に掲げる額を当該各号に掲げる日までに納付しなければならない。 (1) 履修する科目のうち、年度の4月から9月まで又は年度の4月から3月までの間に割り振られた単位の授業料の総額 4月25日 (2) 履修する科目のうち、年度の10月から3月までの間に割り振られた単位の授業料の総額 10月25日 (通信制の授業料)</p> <p>第4条 通信制の授業料は、年度の授業開始の日までに納付しなければならない。 (月の中途における転籍又は転学者の授業料)</p> <p>第5条 県内の県立学校の<u>全日制等</u>において、月の中途に転籍又は転</p>	<p>県立学校授業料等徴収規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「条例」という。）別表第1の授業料及び科目履修料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (全日制の授業料の納付)</p> <p>第2条 全日制の授業料は、その年額の12分の1に相当する額を毎月分の授業料の額として毎月10日までに納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に掲げる日までに納付しなければならない。 (1)・(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>全日制において、月の中途に退学（県内の県立学校以外の学校への転学を含む。）する者の当該月分の授業料は、その全額を徴収する。</u> (定時制の授業料及び科目履修料の納付)</p> <p>第3条 定時制の授業料及び科目履修料は、次の各号に掲げる額を当該各号に掲げる日までに納付しなければならない。 (1) 履修する科目のうち、年度の4月から9月まで又は年度の4月から3月までの間に割り振られた単位の授業料及び科目履修料の総額 4月25日 (2) 履修する科目のうち、年度の10月から3月までの間に割り振られた単位の授業料及び科目履修料の総額 10月25日 (通信制の授業料及び科目履修料)</p> <p>第4条 通信制の授業料及び科目履修料は、年度の授業開始の日までに納付しなければならない。 (月の中途における転籍又は転学者の授業料)</p> <p>第5条 県内の県立学校の<u>全日制</u>において、月の中途に転籍又は転</p>

転学をする者については、当該月分の授業料は重ねて徴収しない。
ただし、定時制の単位制による課程以外の課程から全日制の課程への転籍又は転学をする者については、当該月分の授業料の額の差額を徴収する。

（授業料未納者の処分）

第6条 第2条、第3条又は第4条に規定する納期限までに授業料を納付しない者については、学校長は、出席の停止又は退学の処分をすることができる。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、県立学校の授業料の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

学をする者については、当該月分の授業料は重ねて徴収しない。

（授業料及び科目履修料未納者の処分）

第6条 第2条、第3条又は第4条に規定する納期限までに授業料及び科目履修料を納付しない者については、学校長は、出席の停止又は退学の処分をすることができる。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、県立学校の授業料及び科目履修料の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第5号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（授業料等）</p> <p>第33条 学校の授業料、入学料及び手数料の徴収等については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）及び教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）並びに県立学校授業料徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）による。</p> <p>（授業料未納者に対する処置）</p> <p>第34条 授業料未納者に対する処置については、徴収規則による。</p>	<p>（授業料等）</p> <p>第33条 学校の授業料、<u>科目履修料</u>、入学料及び手数料の徴収等については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）及び教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）並びに県立学校<u>授業料等</u>徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）による。</p> <p>（授業料及び科目履修料未納者に対する処置）</p> <p>第34条 <u>授業料及び科目履修料未納者</u>に対する処置については、徴収規則による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年6月25日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第5号

本 庁
各出先機関
各教育機関

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（全日制等における授業料）</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>授業料</u>の項中全日制の<u>授業料及び定時制のうち単位制による課程以外の課程の授業料</u>については、次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に授業料の年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全部を未納である場合は免除し、既納である場合は還付する。</p>	<p>（全日制等における授業料）</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>授業料及び科目履修料</u>の項中全日制の授業料については、次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に授業料の年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全部を未納である場合は免除し、既納である場合は還付する。</p>

<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(定時制の単位制による課程における授業料)</p> <p>第 3 条 条例別表第 1 の授業料の項中定時制の単位制による課程（科目履修生を除く。）の授業料については、年度の 4 月から 9 月までの間（以下「前期」という。）において次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目のうち前期に割り振られた単位の授業料の総額の 6 分の 1 に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(被災者等の授業料)</p> <p>第 4 条 全日制及び定時制（科目履修生を除く。）において、学校長は、教育次長の承認を得て次に掲げる者の授業料の全部又は一部の額を未納である場合には免除し、既納である場合には還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(定時制における授業料)</p> <p>第 3 条 条例別表第 1 の授業料及び科目履修料の項中定時制の授業料については、年度の 4 月から 9 月までの間（以下「前期」という。）において次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目のうち前期に割り振られた単位の授業料の総額の 6 分の 1 に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(被災者等の授業料)</p> <p>第 4 条 全日制及び定時制において、学校長は、教育次長の承認を得て次に掲げる者の授業料の全部又は一部の額を未納である場合には免除し、既納である場合には還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>この訓令は、公表の日から施行する。</p>	